

## 7. 事業計画樹立のための調査計画事業等(目次へ戻る)

### (1) 県が行う調査計画

#### 【県単調査】

調査計画事業名	事業内容	採択基準	負担割合		
			国	県	その他
県単公共事業調査設計	農業農村整備事業の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する。 経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、農地環境事業、かんがい排水事業、農道整備事業、ため池等整備事業ほか	・該当する事業の採択要件を満足するもの。	—	50	50
県単県営地すべり対策事業	【防止工事】 ・地すべり防止区域の指定に係る調査 ・地すべり対策事業(地すべり防止工事)の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する。 【長寿命化工事】 ・地すべり対策事業(地すべり防止施設長寿命化対策工事)の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する。		—	100	—

#### 【補助調査】

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採択基準	負担割合		
			国	県	その他
農山漁村地域整備交付金	(実施要領 別紙1 運用1)農地整備事業(通作条件整備 基幹農道整備/一般農道整備 保全対策型) (1)点検診断事業 既設の農道施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査及び個別施設計画の策定 「既設の農道」とは、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線をいう。	・基幹農道整備は、農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農用地区域を主たる対象とすること。	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)
	(実施要領 別紙1 運用3)実施計画策定事業 土地改良法に基づいて実施する以下の工種の整備対象となる地域において、必要な調査及び検討を行い、実施計画を策定する。 (1)農業用排水施設整備 (2)農道整備 (3)区画整理 (4)農用地の造成 (5)客土 (6)暗渠排水	・事業実施期間は1年以内とする。	50	25	25
	(実施要領 別紙4 運用1) 農村集落基盤再編・整備事業(実施計画策定型)  以下の事業について、実施計画または集落基盤再編計画を策定する。  生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業 農村生活環境整備事業 (17)施設集約整備事業 ※ 保全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業	※集落基盤再編計画を策定するものであること。  ・事業実施期間は1年以内とする。 左記以外の事業は県単調査で計画策定を行う。	50	25	25

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
			国	県	その他
農業競争力強化 農地整備事業	(実施要領 別紙2)農地整備事業に係る実施計画等の策定 農地整備事業及び※水利施設等保全高度化事業に掲げる以下の各事業の実施に必要な調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。  農地整備事業(農業生産基盤整備事業) (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 (4)農用地造成 (5)暗渠排水事業 (6)客土事業 (7)徐礫 ※水利施設等保全高度化事業については畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型に限る。	定額助成 ・農地整備事業等の実施が予定されている地区 ・水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画を作成した地区で行うもの	100	-	-
		定率助成 ・農地整備事業等の実施が予定されている地区	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)
水利施設等保全高度化事業	(実施要領 別紙3)農地整備事業に係る実施計画等の策定 農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定する。  (3)施設計画策定事業 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等	・施設計画策定事業を行う場合にあっては、当該事業費が200万円以上であること ・事業採択期間は令和7年度までとする	100	-	-
農地中間管理機構関連 農地整備事業	(実施要領 別紙2)農地整備事業に係る実施計画策定事業 農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。  農地整備事業(農業生産基盤整備事業) (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 (4)農用地造成 (5)暗渠排水事業 (6)客土事業 (7)徐礫	定額助成 ・農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区 ・水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画の策定地域で行うもの	100	-	-
		定率助成 ・農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区	62.5	25	12.5
中山間地域農業農村 総合整備事業	(実施要領 第2)実施計画策定事業 中山間地域農業農村総合整備事業の実施に際し、当該事業に必要な諸条件について調査、計画又は設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。	・本事業の農業生産基盤整備事業の事業計画及び整備計画の策定に必要な調査及び検討を行うもの。 ・事業実施期間は1年以内とする。	55 (60)	未	未
農村整備事業	(実施要領 第2の1～5) 別紙1 農業集落排水事業 第2の(3) 別紙2 農道・集落道整備事業 第2の3 別紙3 営農飲雑用水施設整備事業 第2の(3) 別紙4 地域資源活用施設整備事業 第2の3 別紙5 集落防災安全施設整備事業 第2の2 各施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。 (実施要領 第2の6) 別紙6 計画策定等事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした要綱第2の1から5までに掲げる事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針(農業集落排水施設にあっては別紙1で定める維持管理適正化計画をいう。)の策定を行う。	・各事業採択要件を満たす施設を対象としていること。	50	未	未

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
			国	県	その他
農村地域防災減災事業	(実施要領 別紙2～10,13,14,17～19の各事業の運用)防災減災事業に係る調査計画事業 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。 負担率について、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあつては定額補助 ※本事業については、各事業に詳細な記載有り	・事業実施期間は1年以内とする。	100 (50)	0 (50)	0 (0)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	(実施要領 別表 1-(1)-ウ、別表 2-(1)-シ)実施計画の策定 施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定。	・長寿命化・防災減災整備計画を策定していること。 ・事業実施期間は1年以内とする。 ・1地区当たりの助成額の上限は1000万円	100	-	-
農地耕作条件改善事業	(実施要綱 別表 1-(11))条件改善推進費 下記4つの型のハード事業の実施にあたって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定。 ・地域内農地集積型 ・高収益作物転換型 ・スマート農業導入推進型	・採択要件においては各種型の要件による。 ・事業実施期間は2年以内とする。 ・単年度当たりの助成額の上限は300万円	100	-	-

## (2)市町村等が行う調査計画

## 【団体営調査】

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
			国	県	その他
農山漁村地域整備交付金	(実施要領 別紙1運用1)農地整備事業(通作条件整備 基幹農道整備/一般農道整備 保全対策型) (1)点検診断事業 既設の農道施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、 保全対策の検討に必要な調査及び個別施設計画の策定。 「既設の農道」とは、農業農村整備事業等農林水産省所管事業に より農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道 緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農 道として造成された路線をいう。	基幹農道整備は、 農業振興地域を主た る対象とし、基幹農道 整備以外の整備は、 農用地区域を主たる 対象とすること。	50 (55)	-	50 (45)
	(実施要領 別紙1運用3)農業農村整備実施計画策定事業 土地改良法に基づいて実施する以下の工種の整備対象となる地 域において、必要な調査及び検討を行い、実施計画を策定する。 (1)農業用排水施設整備 (2)農道整備 (3)区画整理 (4)農用地造成 (5)客土 (6)暗渠排水	事業実施期間は1 年以内とする。	50	-	50
	(実施要領 別紙2運用1) 水利施設等整備事業(地域農業水利施設保全型) 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事を行 う事業の実施に必要な調査及び検討を行い、実施計画を策定す る。	事業実施期間は1 年以内とする。	50	-	50
	(実施要領 別紙4運用1) 農村集落基盤再編・整備事業(実施計画策定型) 以下の事業について、実施計画または集落基盤再編計画を策定 する。 生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業 農村生活環境整備事業 (17)施設集約整備事業 ※ 保全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業	※集落基盤再編計 画を策定するもの であること。 事業実施期間は1 年以内とする。 農村生活環境整備 単独での実施又は特 認事業の実施につ いては、補助対象外。	50	-	50
水利施設等保全高度化事業	(実施要領 別紙3)農地整備事業に係る実施計画等の策定 農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等につ いて調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定する。 (3)施設計画策定事業 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概 略設計等	・施設計画策定事業を 行う場合にあっては、 当該事業費が200万 円以上であること ・事業採択期間は令和 7年度までとする	100	-	-
中山間地域農業農村 総合整備事業	(実施要領 第2)実施計画策定事業 中山間地域農業農村総合整備事業の実施に際し、当該事業に必 要な諸条件について調査、計画又は設計を行い、当該事業に必要 な実施計画を策定する。	・本事業の農業生産基 盤整備事業の事業計 画及び整備計画の 策定に必要な調査 及び検討を行うも の。 ・事業実施期間は1年 以内とする。	55 (60)	未	未

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
			国	県	その他
農 村 整 備 事 業	(実施要領 第2の1～5) 別紙1 農業集落排水事業 第2の(3) 別紙2 農道・集落道整備事業 第2の3 別紙3 営農飲雑用水施設整備事業 第2の(3) 別紙4 地域資源利活用施設整備事業 第2の3 別紙5 集落防災安全施設整備事業 第2の2 各施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。	・各事業採択要件を満たす施設を対象としていること。	50	-	50
	(実施要領 第2の6) 別紙6 計画策定等事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした要綱第2の1から5までに掲げる事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針(農業集落排水施設にあっては別紙1で定める維持管理適正化計画をいう。)の策定を行う。	・各事業採択要件を満たす施設を対象としていること。	100	-	-
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 事 業	(実施要領 別表 1-(1)-ウ、別表 2-(1)-シ)実施計画の策定 施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定。	・長寿命化・防災減災整備計画を策定していること。 ・事業実施期間は1年以内とする。 ・1地区当たりの助成額の上限は1000万円	100	-	-
農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業	(実施要綱 別表 1-(11))条件改善推進費 下記4つの型のハード事業の実施にあたって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定。 ・地域内農地集積型 ・高収益作物転換型 ・スマート農業導入推進型	・採択要件においては各種型の要件による。 ・事業実施期間は2年以内とする。 ・単年度当たりの助成額の上限は300万円	100	-	-